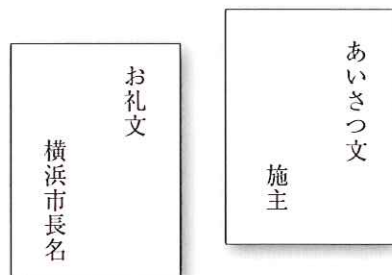


●香典のご寄附について

「香典返し」に代えて「よこはま夢ファンド」にご寄附いただいた場合、ご希望により、施主の方および横浜市長名のお礼カード（いずれもはがきサイズ）と封筒を必要枚数分、ご用意させていただきます。詳しくはご相談ください。



●ご寄附の手続きについて

まず、担当課へご相談ください。

ご葬儀が無事、終了したら・・・

「寄附申込書」にお名前、ご住所、ご連絡先、寄附金額等の必要事項をご記入ください。

寄附申込書を入手するには・・・

- ・担当課からお送りします。
- ・市役所・区役所等で入手できます。
- ・ホームページからダウンロードできます。
- ・ホームページの入力フォームから直接入力できます。

「寄附申込書」を郵送・Eメール・ファクスなどで担当課へお送りください。担当課から「納付書」と「お礼カード」をお送りします。

「納付書」で銀行、郵便局などのお近くの金融機関からお振り込みください。

※振込手数料はかかりません。

入金を確認後、寄附金受領証明書などをお送りしますので、お受け取りください。

●ご自身の遺産のご寄附について（遺贈）

「遺贈」とは、遺言により、亡くなった後、ご自分の財産の全額または一部を、特定の人に贈与することです。

遺言書を残されない場合は、法定相続人に定められた割合で相続されます。法定相続人がいない場合には、原則、遺産は国のものになります。

遺言書により、「横浜市市民活動推進基金」にご寄附いただける場合は、担当課にご相談ください。

●相続財産のご寄附について（ご遺族の意向によるご寄附）

ご遺族が相続によって受け継いだ財産を、相続税の申告書の提出期限（故人がお亡くなりになった日の翌日から10か月以内）までに寄附していただいた場合、ご寄附いただいた財産には相続税がかかりません。

相続財産を「横浜市市民活動推進基金」にご寄附いただける場合は、担当課にご相談ください。

お問い合わせ（担当課）

横浜市市民局市民活動支援課

TEL 045-227-7965 FAX 045-223-2032

〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-56

みなとみらい21 クリーンセンタービル7階

Eメール sh-fund@city.yokohama.jp

ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/fund/>

平成21年3月発行

横浜市広報印刷物登録 第200560号 類別・分類C-D8060

「よこはま夢ファンド」は、
横浜市が運営する、
市民活動を支える基金です。



香典のご寄附を
お考えのみなさまへ

横浜市市民活動推進基金



横浜市

故人を偲ぶ
みなさまのお気持ちが、
明日の横浜の市民活動を
支える力になります。

みなさまのご寄附は、
例えば、NPOの次のような活動に
役立てられます。

最近、葬儀へ寄せられた香典に対する
「香典返し」の代わりに、社会貢献活動などに
寄附されるご遺族も増えているようです。
葬儀に参列して下さったみなさまのお気持ちを、
横浜で活動するNPOのために
役立てていただけませんか？
「よこはま夢ファンド」へのご寄附は、福祉、
保健・医療、子どもの健全育成、国際交流、
まちづくりなど、社会のために欠かせない
活動をしているNPOへの支援に
役立てられます。

入院中の
子どもの
家族が宿泊
できる
施設の運営



高齢者や
障がい者の
病院などへの
送迎



発達障がい、
不登校の
子どもたちの
フリー
スクール



これらの活動のほか、

- 外国籍の大人・子どものための日本語教室
- 地域の高齢者が気軽に集える場の提供
- 障がい者、ボランティア、家族のスポーツ大会
- 少年野球大会や地域サッカークラブの運営
- 子どもと親のための舞台鑑賞機会の提供

などに使われます。

※ここに掲載している活動はほんの一例です。平成21年3月までの実績から抜粋してご紹介しています。

・ いただいたご寄附は、横浜市が運営する基金
「横浜市市民活動推進基金(愛称:よこはま夢ファンド)」に
積み立てられ、審査委員会による審査の上、あらかじめ
登録されたNPO法人の公益的活動に助成されます。
また、市民活動団体の育成にも活用されます。

・ 支援したいNPOの活動分野や団体名を希望することが
できます。(希望できる団体は、あらかじめ登録されたNPO
法人です。登録団体はホームページ等でご紹介しています。)
「よこはま夢ファンド」ホームページもご覧ください。
<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/tishin/fund/>

